

ホーム運営、高齢者コミュニティセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとしています。

ホームヘルプサービス事業等については合併までに補助基準等を統一し、新市において実施することとしています。

高齢者住宅整備費補助事業、緊急通報体制整備事業については、そのまま新市に引き継ぐこととしています。

⑦上・下水道事業の取扱いについて

上水道については、合併時に統合し企業会計とし、簡易水道については、合併時に統合し特別会計とする。

上水道（簡易水道）使用料については、4町村で料金体系が異なっており料金に格差がありますが、使用料については現行のとおりとし、新市において給水区域ごとに採算性を考慮し調整することで提案しています。

上水道（簡易水道）の整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施することとしています。

公共下水道については、現在阿蘇町で設置していますが、公共下水道の会計システム等については阿蘇町の例によることとしています。

使用料については現行のとおりとし、新市において調整することとしています。

整備計画については、新市において調整するものとし、継続事業については新市においても引き続き実施するものとしています。

以上、次回協議予定の七項目について、事務局から事前説明を行いました。七月八日の協議会において具体的協議が行われる予定です。

その他

○委員の交代について

産山村渡辺裕文委員に代わり、志賀泰次委員が新委員として就任しました。

○平成十四年度歳入歳出決算並びに監査報告について

平成十四年度歳入歳出決算について事務局から説明を行いました。

併せて、産山村の石原眞澄監査委員から監査報告が行われ、決算書のとおり承認されました。

○平成十五年度補正予算について

平成十五年度補正予算について事務局から説明を行い、承認されました。

今回の協議において確認された事項

協議第三十三号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日当該団体に加入する。

協議第三十四号 使用料・手数料等の取扱いについて

(1)施設使用料については、施設規模等により調整する。その他の使用料は可能な限り統一に努める。

協議第三十五号 建設関係事業の取扱いについて

(1)町村道の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

4町村をアクセスする道路については、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。

(2)町村道の認定と廃止の基準については、新市においては現行のとおり町村道については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3)町村河川の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。

(4)町村河川の認定と廃止については、河川法による。河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(5)公営住宅の建設計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。住宅については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

(6)公営住宅の施設管理、入居者の選考等については、新市において調整する。家賃については、公営住宅法で定める基準によるものとし、敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

協議第三十六号 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

(1)ごみ収集回数及び収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。

(2)し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐ。